3　法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、若しくは管理する者又は法第百八条の三十二の二第一項若しくは第百八条の三十二の三第一項の認定を現に受けている者が、当該届出をし、又は当該認定を受けた公安委員会から法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けようとする場合の申請書には、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

（変更の届出等）

第七条　法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者（第三項において「認定教育実施者」という。）は、第五条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。

［２・３　略］

（終了証明書の交付）

第八条　第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育で法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けたもの（以下この条及び次条において「特定教育」という。）を行う者は、特定教育を終了した者に対し、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を交付するものとする。

一　第一条第六号に掲げる課程を終了した者　別記様式第一号の運転免許取得者等教育（更新時講習同等）終了証明書

二　第一条第三号に掲げる課程を終了した者　別記様式第二号の運転免許取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書

（帳簿）

第九条　特定教育を行う者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

三　特定教育に従事した運転免許取得者等教育指導員の氏名

四　［略］

2　［略］

（電磁的方法による記録）

第十条　前条第一項各号に掲げる事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第十三条において同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって前条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［略］

（報告事項）

第十一条　府令第三十八条の四の六第一項第二号の国家公安委員会規則で定める事項は、運転免許取得者等教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。

3　申請者が法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、又は管理する者である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

（変更の届出等）

第七条　法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者（第三項において「認定教育実施者」という。）は、第五条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。

［２・３　同上］

（終了証明書の交付）

第八条　第一条第三号又は第六号に掲げる課程により行う運転免許取得者教育で法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行う者は、特定教育を終了した者に対し、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類を交付するものとする。

一　第四条第一号の表の八の項の上欄に掲げる課程を終了した者　別記様式第一号の運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書

二　第四条第一号の表の三から五までの項の上欄に掲げる課程を終了した者　別記様式第二号の運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書

（帳簿）

第九条　［同上］

［一・二　同上］

三　特定教育に従事した運転免許取得者教育指導員の氏名

四　［同上］

2　［同上］

（電磁的方法による記録）

第十条　前条第一項各号に掲げる事項が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって同条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　［同上］

（報告事項）

第十一条　府令第三十八条の四の六第一項第二号の国家公安委員会規則で定める事項は、運転免許取得者教育の課程に係る教育事項、教育方法方法、教育時間及び年間の実施回数に関するものとする。